

平成 27 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 59 号	受理年月日	平 27. 4. 2
件 名	薩摩英国留学生の像について		
結 果	平成 27. 9. 30 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、薩摩の 4 人の外交使節と 15 人の学生、計 19 人が薩摩英国留学生として留学したが、17 人しか「若き薩摩の群像」にはないことから、ほかの 2 人も群像の下部にでも追加できないか、でき上がったものに手を加えるのではなく、添えるくらいの気持ちでもいいのではないかということについて要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、「若き薩摩の群像」は、本市の 50 万都市達成の記念事業として、我が国の黎明期、遠く海を越えて広く世界へ雄飛して、西洋の文化や技術を学びとり、帰国後、さまざまな分野で活躍し、我が国の近代化への大きな原動力となった薩摩藩英国留学生を主題に、その情熱・先取の気性・開明性などを現代に生きる多くの人たちに伝えるとともに、郷土の限りない発展を念じて、昭和 57 年 3 月に建立したものである。</p> <p>本市としては、この像は、長い間、市民・県民の皆様に愛着を持たれてきた完成した美術品であることから、新たに手を加えることは考えていないところである。なお、群像に 2 人を添えることについても、同様の趣旨に加え、これまでの経過や作品との一体感、バランス等を考慮すると難しいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿いけないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			

番 号	① 陳 情 第 62 号 ② 陳 情 第 63 号	受理年月日	① 平 27. 6. 8 ② 平 27. 6. 8
件 名	① 九州電力川内原子力発電所の再稼働に関する住民説明会の鹿児島市内での開催を要請するよう求めることについて ② 原子力災害避難計画の具体的な内容を早急に策定することなどについて		
結 果	平成 27. 9. 30 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、62号1項＝九州電力川内原子力発電所の再稼働に関する住民説明会を、早急に、本市内で開催するよう本市から国（原子力規制庁）に直接要請すること。2項＝同住民説明会を、早急に、本市内で開催するよう本市から九州電力に直接要請すること。63号1項＝本市独自の原子力災害避難計画（UPZ圏内だけでなく、本市全域について、要援護者避難計画、自然災害と原子力災害の複合災害時を想定した避難計画、他市町からの避難者受け入れの計画を含む）の具体的な内容を早急に策定し公表すること。2項＝避難計画策定と同時に、原子力災害に特化した避難訓練を実施し、本市民に普及を図ること。3項＝原子力災害避難計画と避難訓練について、本市主催の説明会を市内の各地域で開催すること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、川内原発に関する一連の経過については、平成25年7月に原子力規制委員会が福島第一原発事故の教訓等を踏まえて作成した新規制基準が施行され、同日、九州電力から基本設計となる原子炉設置変更許可、詳細設計となる工事計画認可並びに運転管理に関する保安規定変更認可の3つの申請が出された。その後、地震や津波などの自然現象への対策のほか、新たに求められた重大事故の発生を想定した対策等について、原子力規制委員会による審査が続けられ、パブリックコメント等を経て、26年9月に原子炉設置変更許可、27年3月に川内原発1号機の工事計画認可、5月に保安規定変更認可がそれぞれ出されたほか、並行して、27年3月からは実際の安全対策を確認するための使用前検査が行われており、原子炉を起動するための検査が終了したため、8月11日に原子炉が起動され、8月14日から送電が開始されている。なお、使用前検査については、引き続き、フル稼働時である定格出力運転時に総合的な性能を確認するための検査が9月に予定されており、検査終了後、通常運転になるとされているところである。

川内原発の再稼働に関する住民説明会については、26年9月に原子炉設置変更許可が出された後、10月9日から、県による新規制基準適合性に係る審査結果に関する説明会が、30km圏内の薩摩川内市、日置市、阿久根市、さつま町及びいちき串木野市の5市町において合計5回実施され、本市住民の主な会場は日置市の会場とされたところである。さらに、

10月29日には説明会参加者から要望が多かった国のエネルギー基本計画や原子力防災計画等について、追加の説明会が日置市で開催され、九州電力からも川内原発の安全確保に向けた取組みについて説明がなされたところであり、いずれの説明会資料についても、国や県のホームページに掲載されるとともに、審査結果に関する説明会の様子は、映像で閲覧できるようになっている。また、九州電力においては、安全対策について、「今後とも、訪問活動や見学会などにより、説明していきたい。」とのことであり、今後においても情報発信の取組みが進められるものと考えている。このようなことから、本市としては、国や九州電力に直接要請する考えはないところである。

本市の原子力防災に係る避難計画については、24年10月に原子力規制委員会が福島第一原発事故の教訓等を踏まえて策定した原子力災害対策指針の中で、原子力災害対策重点区域いわゆるUPZを30km圏に拡大したことなどが示されたことから、これを踏まえ、県が25年3月に地域防災計画を修正したことを受けて、本市では4月に地域防災計画に新たに「原子力災害対策編」を追加したところである。さらに、これに基づき、風向きや渋滞等を考慮するとともに、避難先を吉野、城西、谷山方面の3方向として、避難所や避難経路等を定めた「原子力災害対策避難計画」を25年11月に策定している。なお、30km圏外に被害が及んだ場合については、地域防災計画や避難計画において、屋内退避など30km圏内と同様の対応をする旨定めている。

訓練については、25年10月に国及び県と共同で、住民が参加する中、避難訓練やスクリーニング訓練等を行う「原子力総合防災訓練」を実施したほか、関係課と連携し、災害対応の流れを確認する図上訓練等を実施している。また、25年12月には避難計画や原子力災害発生時の留意点等をまとめた「防災ガイドかごしま」を作成し、市内全世帯に配布したほか、より詳細な「原子力防災ガイド」を27年3月に作成し、郡山地域の全世帯に配布するとともに窓口に配置している。あわせて、例年実施している「地区別防災研修会」においても説明を行ったところである。

避難者の受入れについては、薩摩川内市、いちき串木野市及びさつま町の3市町から約5万7,000人が、本市内にある合計170施設に避難することが、それぞれの市町の避難計画に定められていることから、本市としては、県及び県内市町村による災害時の相互応援協定に基づき、食糧の提供等できる限りの対応をしたいと考えている。

本市としては、避難計画については今後とも訓練や研修等を重ねる中でその実効性を高めていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、62号については、「当局としては住民要望に対し、しっかりと応えていく、仮にかなえられなくても汗をかき対応が必要であると思料することから、陳情者の意向を汲み採択したい。」という意見、「九州電力によると、安全対策については今後、訪問活動や見学会において説明していくこと、また、公開の場での説明会は考えていないこと等を含め、その経過や当局の考え方も明らかになり、陳情の趣旨に沿えないことから、本件については不採択としたい。」とい

う意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

63号については、「再稼働という状況を含めて、避難計画ができたからよいというふうにはならないのではないか。やはり本市も独自の避難計画の具体的内容の検討を基本的にはすべきではないかと思っており、引き続き様子を見るという観点から、本件については継続審査としたい。」という意見、「避難計画は、ただ計画を作れば終わりではないと考えており、当局からも、これから少しずつ精度や実効性を高めていき、また、計画変更については市民に周知徹底を図るという考え方が示されたことから、それらを押す意味からも陳情者の意向を汲み採択したい。」という意見、「本市としては国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画を踏まえる中で、既に避難計画を策定していること等が明らかになったことを勘案し、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「本件については採択したい。」という意見、「本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 64 号	受理年月日	平 27. 6. 8
件 名	鹿児島市国民保護計画の改訂について		
結 果	平成 27. 9. 30 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、鹿児島市国民保護計画の改訂に当たっては、鹿児島市内の道路・海上・上空を、武器を搭載した車両・船舶・航空機が通ることを認めないこと。鹿児島市内に軍事施設や武器保管庫など、戦争に関連する施設をつくることを認めないこと。鹿児島市民は戦争に関連する業務に従事しないこと。以上の事項について記載するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、平成 16 年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法は、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置並びに武力攻撃災害への対処に関する措置について定められたものである。</p> <p>同法においては、国が定める国民の保護のための措置に関する基本指針に基づき、都道府県は市町村の計画の基準となる事項を含めた計画を作成することとされ、また、市町村は国の基本指針や都道府県の計画などとの整合性の確保を図りながら、住民の避難や救援に関する事項、訓練及び備蓄、実施体制や関係機関との連携に関する事項などを定めた計画を作成することとされていることから、本市においても、19 年 3 月 5 日付で作成したところである。</p> <p>このようなことから、今回の陳情内容については、国民保護計画において定めることとはされていないところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			

番 号	陳 情 第 65 号	受理年月日	平 27. 6. 15
件 名	都市計画法に基づく開発許可について		
結 果	平成 27. 9. 30 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、陳情者が所有している吉野町 11053 番 1 の土地の開発等について、平成 26 年 10 月に相談した 500 m²の土地の造成は、24 年の 1,000 m²の開発行為と一体性を認めないことから造成できると回答されたのに対し、27 年 4 月に相談した 1,000 m²の造成は、同じ造成であっても前回の開発と一体とみなすことからできないと回答されたが、このことは、不合理な判断に基づくものと思われることから、当該土地の開発について、早期に可能とする判断を示すよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、当該土地の概要については、所在地番は吉野町 11053 番 1、敷地面積は 2,596 m²、地目は、宅地、公衆用道路及び雑種地、区域区分は市街化調整区域で、都市計画法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域内にあり、土地の所有は、陳情者 3 人の共有となっている。</p> <p>これまでの主な経過については、23 年 9 月に、土地の一部である 992 m²の開発に係る相談書を受理したが、土地の一部についての相談であったことから、「隣接地で宅地開発を行う場合は、今回の計画と一体開発となる場合があることから、事前に土地利用調整課に相談をすること。隣接地と今回の計画の開発面積の合計が 1,000 m²以上になる場合は、接続先道路の道路幅員が 5.0m 以上必要になり、隣接地は開発不適地になる。」と回答した。その後、面積などに若干の計画変更があったが、999.38 m²の開発行為（以下「A 開発」という。）を 24 年 3 月に許可し、同年 8 月に工事が完了している。また、26 年 10 月に受理した A 開発に隣接する計画面積 494.99 m²（以下「B 開発」という。）の相談書については、「一体開発」に該当しないことから、開発許可は不要と回答している。その後、27 年 4 月に A 開発に隣接する計画面積 995.00 m²（以下「C 開発」という。）の相談書を受理したが、本件については、開発許可が必要な「一体開発」に該当することから、開発不適地になる旨、5 月に回答したところである。</p> <p>本市としては、開発等の許可事務については、開発行為や宅地造成などの許可事務の透明性の向上及び適正化を図るため、「宅地開発技術指針」を作成し公表しているが、同指針において、「一体開発」の判断基準を定めており、B 開発及び C 開発の相談については、いずれも、この「一体開発」に該当するかどうかを検討した上で回答したものである。</p> <p>同指針においては、市街化調整区域において開発許可が必要となる開発行為については、区画の変更（開発道路の新設など区画の変更が伴う場合）、形の変更（一定規模以上の造成行為がある場合）、質の変更（宅地以外の土地を宅地に変更する面積が 500 m²以上となる場</p>			

合)のいずれかに該当する場合、開発許可が必要となるが、B開発は、いずれにも該当しないことから、開発許可は不要となるものの、C開発は開発道路の新設による「区画の変更」があり、また、宅地以外の土地を宅地に変更する「質の変更」が500㎡以上となることから、開発許可が必要となるものである。

また、同指針では、「一体開発」については、土地を区分し複数回に分けて行う開発行為や既に開発行為が完了した土地の隣接、近接地における開発行為が、「行為主体」や「土地の利用目的」に同一性があるか、「時期的関係（開発時期が概ね2年以内のものは、一体として全体が開発されたものとして扱う。）」が近接していないか、「開発道路の延伸」があるかなどを総合的に検討して一体不可分で一連のものと認められる場合に、複数の開発行為をひとつの開発行為とみなすものとしており、同指針の「判断基準表」により、B開発及びC開発は、いずれも「状況により判断」することとしたところである。

このほか同指針の道路に関する基準として、開発区域内の道路が接続する既存の道路幅員は、都市計画法施行令第25条第4号により、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、6.5m以上必要となっているが、本市では、開発行為の規模に応じて緩和規定を設けており、市街化調整区域における1,000㎡未満の開発行為は、4.0m以上、1,000㎡以上3,000㎡未満の開発行為は、5.0m以上の道路幅員が必要とされている。

以上のような点を踏まえ、B開発については、A開発と行為主体、土地の利用目的が同一であるものの、A開発の完了公告から2年超過していること、A開発により整備された道路を接道とした開発道路の延伸がないこと、また、質の変更が500㎡未満であり、開発許可が必要な開発行為に該当しないことから、B開発とA開発は一体開発とならず、開発許可は不要と回答したところである。

一方、C開発については、行為主体、土地の利用目的、完了公告から2年超過していることはB開発と同様であるが、A開発により整備された道路を接道とした開発道路を延伸する計画であること、また、質の変更が500㎡以上であり、許可が必要な開発行為に該当することから、A開発と一体開発となり、また、A開発とC開発の土地の面積を合計すると約1,990㎡の開発行為となることから、接続先道路となる市道祖父屋敷線の道路幅員は5.0m以上必要になるが、現況の道路幅員は約4.5mであり、基準に適合しないことから、開発不適地になると回答したものであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。